

第2章

主な応急対策

第2章 主な応急対策

第1節 本部体制の確立等

1-1 初動期の対応

気象庁においては、1月17日5時46分に地震が発生した後、大阪管区气象台が5時55分に関係行政機関等に地震情報を送付し、気象庁本庁が6時4分に国土庁等関係省庁等へ気象情報同報装置による一斉FAXを通じて地震情報を送付した。

警察庁においては、6時すぎに全国の機動隊等に対し出動準備を指示するとともに、被災関係府県警察に対する被害状況の早期把握を指示し、情報収集にあたった。8時すぎには大阪府警察、以後、徳島、兵庫等各府県警察のヘリコプターが順次離陸し、状況把握に努めた。

防衛庁においては、地震発生直後の6時から各部隊において逐次非常勤務態勢をとるとともに情報収集を始め、7時すぎには航空偵察を開始、7時30分頃には兵庫県庁等へ連絡調整要員を派遣、8時前には駐屯地周辺への派遣（近傍災害派遣）を実施、10時には兵庫県知事からの災害派遣要請を受けて順次神戸市、淡路島等へ自衛隊の派遣を行った。

海上保安庁においては、地震発生直後から行動中の巡視船艇により被害調査を始め、7時頃にはその他の巡視船艇、航空機を順次状況調査に投入した。

消防庁においては、6時すぎから直ちに関係府県に適切な対応と被害報告について指示し情報収集を開始、以後、継続して被害状況の把握、8時には災害対策連絡室を、9時には災害対策本部を設置し、地方公共団体の応援の要否の打診等を行い、10時には兵庫県知事からの要請を受けて、関係都道府県知事に対し消防広域応援及び広域航空消防応援を要請するとともに、「各都道府県の協力に関する窓口」を設置し、生活関連物資の調達、搬送、通信回線の確保を行った。

国土庁においては、6時8分に一斉情報連絡装置により地震情報を大臣秘書官及び国土庁災害対策要員に連絡し、非常参集を行った。その後、6時50分から警察庁、消防庁に対する被害情報収集を開始、7時には総理大臣秘書官と情報連絡を開始、7時30分に非常災害対策本部の設置手続を開始、8時21分には災害対策関係省庁連絡会議の開催を各省庁に通知した。

今回の震災においては、地元地方公共団体及びその職員が被災し、初動対応能力が低下したことなどから、情報連絡及び意思決定システムが十分機能せず、被害調査、報告、応援要請その他の基本的対応が発災直後困難となる状態に陥った。また、国等においても、発災直後に地元地方公共団体との連絡を開始したが、被災地からの確定情報が必ずしも十分でない等の事情から、初動対応の迅速かつ効果的な実施に支障をきたしたことは否めなかった。

1-2 非常災害対策本部の設置等

政府においては、1月17日10時すぎに国土庁長官を本部長とする「平成7年（1995年）兵庫県南部地震非常災害対策本部」を閣議決定により設置した（表2-1-1）。同日11時30分から開催した第1回非常災害対策本部会議においては、余震に対する嚴重な警戒、被害状況の的確な把握、行方不明者の捜索、救出、被災者に対する適切な救済措置、火災に対する早期消火、道路、鉄道、ライフライン施設等、被災施設の早期応急復旧を当面重点的に実施することを決定した。

併せて、同会議では、応急対策に万全を期するため、速やかに政府調査団を現地に派遣することが決定され、1月17日午後から18日にかけて国土庁長官を団長とする政府調査団を現地に派遣し、被害状況の詳細な把握に努めた。1月18日、政府調査団の派遣結果報告とその後の被害状況の把握を受け、非常災害対策本部は、行方不明者の救出、早期消火など17項目の対策を決定した（表2-1-2）。

表2-1-1 平成7年（1995年）兵庫県南部地震非常災害対策本部の設置について
（平成7年1月17日閣議決定）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項の規定に基づき、平成7年（1995年）兵庫県南部地震災害の応急対策を強力に推進するため、下記により、臨時に、平成7年（1995年）兵庫県南部地震非常災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

記

1. 本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 平成7年(1995年)兵庫県南部地震非常災害対策本部
 - (2) 所管区域 京都府、大阪府、兵庫県
 - (3) 設置場所 東京都（国土庁）
 - (4) 設置期間 平成7年1月17日から災害応急対策を推進するため必要と認める期間
2. 本部の構成は、次のとおりとする。

本部長 小里国務大臣
副本部長 国土政務次官
本部員等 指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから内閣総理大臣が任命する者
3. 現地対策本部を神戸市におく。
4. 本部の庶務は、国土庁防災局において処理する。

表 2-1-2 平成 7 年（1995 年）兵庫県南部地震非常災害対策本部決定事項

第 1 回本部（平成 7 年 1 月 17 日）

平成 7 年（1995 年）兵庫県南部地震による災害に対し、応急対策に万全を期することとし、速やかに政府調査団を現地に派遣するとともに、当面、次の事項を重点的に実施していくこととする。

1. 余震に対する厳重な警戒
2. 被害状況の的確な把握
3. 行方不明者の捜索、救出
4. 被災者に対する適切な救済措置
5. 火災に対する初期消火
6. 道路、鉄道、ライフライン施設等、被災施設の早期応急復旧

なお、今後の事態の推移に応じ、臨機の措置を講ずること。

第 2 回本部（平成 7 年 1 月 18 日）

平成 7 年（1995 年）兵庫県南部地震による災害に対し、引き続き応急対策に万全を期することとし、当面、次の事項を重点的に実施していくこととする。

1. 行方不明者の捜索、救出に全力を傾注する。
2. 火災に対する早期消火に全力を傾注する。
3. 余震に対する厳重な警戒体制を確保するとともに二次災害の防止に万全を期す。
4. 住民に対する危険防止及び生活援護に関する情報の周知を図る。
5. 被害状況の迅速かつ的確な把握に努める。
6. 被災者に対する適切な医療救護体制の確保を図る。
7. 飲料水、食料及び生活必需品等の物資の確保とその供給体制の整備に努める。
8. 避難所の設置、応急仮設住宅の建設及び既存公営住宅等の空家の活用を進めること。
9. 電気、ガス、水道、電話等のライフラインの早期復旧を図ること。
10. 道路、鉄道、港湾等の被災施設の早期復旧を図ること。特に、緊急輸送路の確保、航空等による代替輸送の拡充に全力を傾注する。
11. 復旧に必要な建設資機材の確保を推進する。
12. 災害弔慰金等の早期支給に努める。
13. 被害を受けた児童及び生徒に対する学校教育の早期確保に努める。
14. 応急対策に対する被災地近隣自治体の協力に対する支援に努める。
15. 被災中小企業者に対する災害融資等について十分な措置を講ずること。
16. 被災地方公共団体に対する適切な財政措置を講ずること。

17. 地震防災対策についての調査を推進するため技術調査団を現地に派遣すること。
なお、今後の事態の推移に応じ、臨機の措置を講ずること。

さらに、1月19日、緊急に政府として一体的かつ総合的な対策を講ずるため、内閣総理大臣を本部長とし、すべての閣僚を本部員とする「兵庫県南部地震緊急対策本部」が閣議決定により設置された(表2-1-3)。緊急対策本部は、3月17日までに10回にわたり開催され、輸送体制、医療体制及び食料供給体制の整備や避難施設、住宅対策など緊急の問題に対する指示、申し合せ等が行われた。

表2-1-3 兵庫県南部地震緊急対策本部の設置について(平成7年1月19日閣議決定)

1. 兵庫県南部地震について、緊急に政府として一体的かつ総合的な対策を講ずるため、内閣に、兵庫県南部地震緊急対策本部を設置する。
2. 本部の構成員は、次のとおりする。
本部長 内閣総理大臣
副本部長 国土庁長官、内閣官房長官
本部員 他のすべての閣僚
(注) 本部会合には、内閣官房副長官(政務及び事務)が出席する。
また、本部長は、必要があると認められるときは、関係者に出席を求めることができる。
3. 本部の庶務は、国土庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

翌1月20日には、阪神・淡路大震災の災害対策を政府一体となって推進するため、行政各部の所管する事務の調整を担当する国務大臣(通称「兵庫県南部地震対策担当大臣」)が任命された。また、同大臣は「平成7年(1995年)兵庫県南部地震非常災害対策本部」の本部長に任命された。

また、政府は、1月21日、非常災害対策本部の現地対策本部(本部長:国土政務次官)を神戸市に置くことを閣議決定し、翌22日から兵庫県公館内に事務所を開設した。

現地対策本部は、政府一体となって推進する対策について被災地方公共団体との連絡調整を図りつつ、当該対策に関する事務を被災現地において機動的かつ迅速に処理するとともに、地方公共団体の災害対策本部が行っている災害対策に対して政府として最大限の支援、協力を行い、復旧・復興対策に関して、地方公共団体の求めに応じて迅速かつ適切な助言を行うために設置され、14省庁の職員が常駐するとともに、17省庁の幹部が非常災害対策本部員として必要に応じ現地対策本部に駐在した。

なお、被災地の復旧が順調に進捗したことから、非常災害本部の現地対策本部は平成7年4月4日に、また、兵庫県南部地震緊急対策本部についても、同年4月28日に、ともに閣議決定により廃止された。

表 2-1-4 非常災害対策本部等の開催状況

(1) 非常災害対策本部	
・ 第1回 (1月17日)	被害の把握、行方不明者の救出、早期応急復旧
・ 第2回 (1月18日)	行方不明者の救出、早期消火等17項目を決定
・ 第3回 (1月23日)	分野別の非常災害対策の推進
(2) 緊急対策本部	
・ 第1回 (1月19日)	本部の設置、ヘリコプターによる緊急輸送強化
・ 第2回 (1月21日)	現地対策本部の設置、医療、食料、緊急輸送
・ 第3回 (1月22日)	応急仮設住宅等
・ 第4回 (1月24日)	住宅対策の強化、医療体制の充実
・ 第5回 (1月26日)	住宅対策等、医療対策、トイレ・ごみ処理対策
・ 第6回 (1月29日)	交通問題、教育問題
・ 第7回 (2月2日)	住宅対策、物価対策
・ 第8回 (2月8日)	住宅対策、雇用対策
・ 第9回 (2月17日)	財政援助等に関する法律案
・ 第10回 (3月17日)	当面の震災対策

1-3 小里大臣特命室

1月20日の小里大臣の兵庫県南部地震対策担当大臣就任を受けて、兵庫県南部地震対策業務の実施にあたり、小里大臣を補佐するために特に指名されたものをもって小里大臣特命室が設置された。小里大臣特命室では小里大臣の指示の下、がれき処理対策、被災中小企業支援対策、被害額の概算の算定、応急仮設住宅の建設等応急対策に関する特定課題について検討し、関係省庁と調整することを主な業務としていた。

なお、被災地における応急対策等について関係省庁の対応が軌道に乗ってきたこと及び8月8日の内閣改造において小里大臣が退任したことなどをを受け、8月11日に小里大臣特命室は解散した。

第2節 応急対策の概要

2-1 消火・救出活動

地震発生直後から各地域において同時多発的に火災が発生した。地震による火災は、神戸市内において少なくとも数十箇所、また、その他の地域においても多数発生したが、水道管の損傷による断水により消火栓からの消火用水が十分に確保できなかったこと、倒壊した建物のがれき等で道路が寸断され消防車の通行に支障が生じたこと等により消火活動は困難を極めた。

神戸市消防局では、地震発生時警備体制にあった305人が直ちに消防活動に出動した。また、同様に西宮市消防局でも90人、芦屋市消防本部でも22人、淡路広域消防事務組合消防本部でも48人が直ちに活動し消火活動に当たった。さらに、いずれの消防本部においても非番職員の非常参集を開始し活動人員の増強を図った。加えて、兵庫県下の市町消防本部は、被災市町に対して消防相互応援協定に基づき、消防活動を行っていた。

阪神・淡路大震災において活動した消防団は多数にのぼり、推計で延べ約7万1,000人の消防団員が消火活動等に従事した。

震災当日の午前10時、兵庫県からの応援要請を受け、消防庁では、大都市消防本部、兵庫県以外の都道府県下の消防本部に対し出動を要請した。この結果、兵庫県外の部隊については、同日13時40分大阪市消防局10隊50人が長田区に到着したのを皮切りに以後24時まで陸上部隊約170隊約900人が到着した。翌1月18日にも約1,000名が到着し、1月25日まで2,000名以上の応援体制を維持した。その後徐々に体制を縮小しながら3月末まで、兵庫県以外から延べ3万2,400人の消防職員が応援活動を実施した。

地震によって一瞬のうちに倒壊した木造家屋等の下に閉じ込められた人々の捜索及び救助等の救出活動においては、消防、警察及び自衛隊が連携を保ちつつ、余震による建物倒壊のおそれがある中、スコップ、ハンマー、バール、鋸、ジャッキ、レスキューツール、エンジンカッター等携行資機材を最大限に利用し、生き埋めになっている者の救出作業を行った。また、1月28日には、行方不明者発見のための警察、自衛隊合同（約1万5,000名）による一斉捜索を実施した。こうした救出活動に従事した警察官は1日当たり約1万6,000名、消防隊員は約6,000名及び自衛隊員は約1万9,800名であった。

2-2 応急医療活動

1. 応急医療活動の実施

国立病院・療養所においては、国立明石病院及び国立神戸病院に対して、被災当日国立岡山病院の医師、看護婦等を急派したほか、被災地周辺の国立病院での患者の受入れを行った。また、1月19日から、医師3名、看護婦6名、薬剤師1名、事務官2名の計12名を基本編成とする医療救護班及び医師1名、看護婦2名、事務官1名を基本編成とする精神科医療チームによる医療救護班を派遣し、最大時5箇所の救護所において医療救護活動を

実施した。さらに、1月24日から、医師1名、看護婦等3名の計4名を基本編成とする巡回診療体制により、最大時4箇所で行った。

自衛隊においても、1月18日から、医官1名、看護官2名、衛生要員5名の計8名を基本とした救護所の設置を行い、最大時15箇所の救護所で医療救護活動を行った。さらに、1月24日から、医官1名、看護官2名、救急車運転手2名の計5名を基本編成とし、最大時16班による巡回診療を実施した。

避難所においては、被災住民に対する医療を確保するため、被災地方公共団体により、大規模避難所を中心に医師・看護婦の常駐する救護所・避難所救護センターを設置（最大時161箇所）するとともに、救護所・避難所救護センターの設置されていない避難所については、自衛隊や日本赤十字社、医療ボランティア等による医師・看護婦の巡回診療体制を設けて対応した。

2. 搬送体制

高速道路の損壊等により道路網が寸断され、利用可能な道路も渋滞等で傷病者や救急患者の搬送は困難を極めたが、被災地内の医療機関、消防機関、自衛隊の救急車及び消防機関、海上保安庁、自衛隊のヘリコプターなど、できる限りの方法により、倒壊病院の入院患者等の被災地域外への転院等の搬送が行われた。

こうした患者の搬送に当たっては、兵庫県救急医療情報センターにおいて、各消防本部等の搬送機関や被災医療機関からの問い合わせに対応するとともに、診療情報や近隣府県の受け入れ可能病院等の搬送機関への連絡に努めた。また、厚生省においては、被災自治体に対してヘリコプター利用可能な医療機関リストを送付し、搬送体制を整備した。

2-3 緊急輸送活動

1. 緊急輸送活動の状況

被災地においては、発災当日から水、食料品、医薬品等の物資の必要性が高まったため、これらの物資を大量に確保し被災地に輸送する必要が生じた。このため、輸送関係省庁・関係機関においては、航空機（ヘリコプターを含む）、トラック、船舶等による緊急輸送活動を実施した。主な活動の内容としては、次の通りである。

- 消防庁は、地方公共団体等の協力を得て、18日22時までに21都道府県で生活関連物資等を被災地に搬送しており、その数は毛布約9万6,000枚、乾パン約25万3,000食、飲料水約13万9,000本に達した。

その後平成7年3月31日までに、毛布約60万枚、乾パン約125万食、飲料水約157万本が物資支援として現地に搬送された。

- 警察は、被災地への医薬品、食料、燃料等の緊急物資輸送車両、復旧工事車両等に対してパトカーによる先導を約2,400回実施したほか、警視庁、大阪府警察等14都府県のヘリコプター延べ203機を活動させ、3月5日までに医薬品、医療用資機材約38トン、医療救護班70名、レスキュー隊員等335名、レスキュー資機材約4トンを輸送した。
- 自衛隊は、航空機、艦艇、車両により援助物資等の輸送を実施した。輸送した物資

は食料約710万食等である。

- ・ 水産庁は所属船艇延べ13隻により、食料品、水等約228トンを送った。
- ・ 海上保安庁は、巡視船艇延べ282隻及び航空機延べ115機により、清水約1万2,300トン、毛布約1万2,000枚、医薬品、飲料水、食料品、日用品等を送った。
- ・ 5県及び11消防機関から出動した消防・防災ヘリコプターによる輸送活動は2月5日までに延べ827回であり、主として食料品、医薬品等を送った。
- ・ (社)全日本トラック協会、各都道府県トラック協会及びトラック事業者は、生活必需品等緊急援助物資を2月28日までにトラック延べ約1万2,000台により送った。
- ・ 定期航空事業者において、食料品、輸血用血液、トランシーバー、浄水器等1,027トンの救援物資を341便で送った。また、1月20日から民間ヘリコプターによる食料品等の緊急輸送を実施した。
- ・ JR貨物及び鉄道利用運送事業者は、1月20日以降49件、545トンの食料品等を無償で送った。
- ・ 民間の海運会社は、フェリー等により医薬品、食料品、飲料水等を送った。

2. 緊急輸送ルートの確保

交通規制について、地元警察では、発災直後、道路被害状況の把握に努め、通行が不可能な道路、危険な道路への通行制限を行った。また、隣接県警察では、交通情報板等を通じた被災地域への車両の乗り入れ抑制のための広報等を行った。

緊急輸送車両の通行可能路線が確認できた翌18日午前6時には、兵庫県内の国道2号をはじめとする道路について、道路交通法に基づき緊急輸送車両以外の通行を禁止した。さらに、緊急輸送ルートの入口において緊急輸送車両の通行証を交付するとともに、パトカーの先導、警察官による誘導等を行った。

19日午後8時には、被災地への救援物資等の輸送を円滑に行うため、交通規制を災害対策基本法第76条に基づくものに切り替え、兵庫県内の国道2号をはじめとする総距離約83kmの区間について交通規制を実施した。また、19日午後8時から1ヶ月間、全国の都道府県知事及び都道府県公安委員会から緊急輸送車両に係る標識及び証明書が交付されることとなった。

その後、緊急輸送ルートについては、高速道路の一部復旧に対応して、1月22日、2月1日にルートの変更及び追加を行った。また、鉄道の直通代替バスの運行に伴い、1月28日から国道43号にバス優先レーンを設定した。

2月25日から、被災地域における復興事業の本格化に伴い、復興物資や生活関連物資を中心とした輸送を行うため、それまでの災害対策基本法に基づく緊急輸送ルートに替え、再び道路交通法に基づく復興物資輸送ルート等を選定した。4月29日以降、本格復興事業等の円滑な実施、被災地の経済活動等の確保に配慮して、順次、規制時間の短縮、日曜・休日の規制解除等を行い、平成7年12月30日には規制区間が大幅に短縮された。なお、復興物資輸送ルート等は、平成8年8月10日に解除された。

道路管理者においては、こうした緊急輸送ルートの確保を図るため、道路の早期復旧に努めた。特に、西日本方面と東日本方面とを連絡する中国縦貫自動車道等の広域幹線輸送ルートを確保するとともに、救援物資、生活・復興関連等の円滑な輸送のため、阪神高速

道路や国道43号等の輸送ルート of 早期復旧に努めた。

また、この間、被災地周辺の迂回路情報の提供、被災地への不要不急の車両の自粛呼びかけ、運送事業者や公共輸送機関への道路交通状況の提供など迅速かつ的確な情報提供等に努め、緊急物資輸送をはじめとする円滑な道路交通の確保を図った。

2-4 生活必需物資の供給

被災地では、発災当日から水、食料等の物資が不足し、生活必需物資を大量に供給する必要が生じたため、関係省庁をはじめ、各機関において生活必需物資の確保が行われた。

農林水産省においては、神戸農林水産消費技術センター内に「食料等供給現地対策本部」を設置し、炊き出し用精米3,000トン、乾パン10万1,000食のほか、パン2,732万個、弁当1,379万食、育児用粉ミルク6万7,000トン、牛乳51万リットル、即席麺93万食、缶詰46万食、果物164トン、飲料水1,000トン、清涼飲料854万本等の供給に努めた。また、野菜供給安定基金が保有しているたまねぎ、キャベツ等を被災地の市場へ優先的に放出した。

厚生省では、関係業界団体に医薬品等の調達を依頼し、風邪薬41万人分、胃薬19万人分、医療用の抗生物質14万人分をはじめとする大量の救援物資の提供を行った。また、水道事業者等は応急給水のため、給水車等(757台)、ポリタンク(約10万個)、水運搬用ポリ袋(約21万枚)、パック水約39万個等を被災地に提供した。

通商産業省では、各業界団体に物資の調達を依頼し、水、缶詰、自転車、ラジオ、テレビ、カセットコンロ、毛布、衣料品、下着類、トイレットペーパー、ウエットティッシュなど様々な物資を提供した。

自衛隊では、炊事車等で炊き出しを実施し、被災者に約58万食の食事を提供した。また、給水所を設置し、約5万4,000トンの給水支援を実施した。

郵政省では、通信機器メーカー等の協力を得て、携帯ラジオ1万5,000台等を提供した。

建設省では、各地方建設局等から54台の散水車を給水車として被災地に派遣した。

消防庁では、全国の都道府県、市町村等の協力を得て、18日22時までに21都道府県から毛布約9万6,000枚、乾パン約25万3,000食、飲料水約13万9,000本等を緊急搬送するとともに、その後3月末までに、毛布約60万枚、肌着約53万枚、タオル約100万枚、乾パン、おにぎり、カップメン等約430万食、防水シート約7万枚など多数の物資の提供が行われた。

日本赤十字社では、救援物資として毛布約6万枚、日用品セット(タオル、コップ、はみがき等)約3万個、食料品約30万食、防塵マスク約40万枚などの物資を配付した。

郵政省では、阪神・淡路大震災の被災者救助用寄贈品(衣料、寝具、保存に耐える食料品、医薬品、日用品、学用品、新聞雑誌類等)を内容とする小包郵便物の料金免除を1月20日から3月2日まで実施した。

こうした生活必需物資の供給を支援するため、兵庫県においては、全国から提供された救援物資の集積・保管場所である「救護物資等備蓄基地」を県消防学校等の4箇所に設置し、そこから企業やグループのボランティア、自衛隊による毛布や日用雑貨等の避難所への輸送が行われた。

2-5 避難所等における生活支援

発災当日から多くの被災者が小中高等学校、市役所、公園等の公共施設に避難した。これらの避難所は、兵庫県内ではピーク時で1,153カ所にもものぼり、最大で約31万7,000人の被災住民が収容された。大阪府内では、ピーク時で85カ所の避難所に5,630人の方が収容された。

その後、応急仮設住宅の建設や被災地域外への避難等により、避難所及び避難者の数は減少し、平成7年8月10日に応急仮設住宅が4万8,300戸すべてが完成したことに伴い、8月20日をもって災害救助法による避難所の設置運営は終了した。また、個別の事情によりなお避難所に残る世帯については、「待機所」として居住の場を提供してきた。

避難所においては、被災者に対する食事供与の他、赤十字奉仕団をはじめとする民間ボランティアや自衛隊による炊き出しも実施された。

被災住民が、心身ともに不安定な避難所等の生活を余儀なくされ、体調をくずしやすいことなどから、被災者の健康を保護するため、厚生省は兵庫県に対し、避難所に初期医療を展開できる避難所救護センターの設置及び避難者に対する避難所生活における日常的な注意喚起、生活指導の実施等を行うよう指導するとともに、関係業界、各都道府県等の協力を得て、消毒薬、うがい薬、解熱鎮痛剤、総合感冒薬等に加え一般衣料品及びマスク、ガーゼ、包帯等の衛生材料の供給に努めた。また、防疫対策の支援のため担当職員を派遣するとともに、被災地近隣の地方公共団体の協力により、消毒薬及び消毒用噴霧器を確保し、簡易トイレ等の消毒を実施した。また、自衛隊においても、防疫2個班及び除染車2台により消毒を実施しごみ80万 m^3 の消毒を実施した。

兵庫県では、避難所の安全確保、高齢者等への対応、情報提供等を行うため、警察官300名、県職員200名からなる「避難所緊急パトロール隊」を最大100班編成し、5名1組で各避難所を毎日巡回した。

2-6 応急住宅対策

1. 必要戸数の把握

兵庫県においては、震災当日から倒壊家屋、公営住宅等の被害状況等の把握に努めるとともに、被災者に対する住宅対策が緊急の課題であるとの認識のもと、平成7年1月18日には応急仮設住宅を建設することを決定した。

1月22日には、応急仮設住宅の必要戸数を把握するため、726箇所の避難所において、避難所緊急パトロール隊による聞き取り調査を実施した。また、1月31日に「原則として今回の震災で家をなくされ入居を希望する方々全員に応急仮設住宅を提供する」との方針が決定されたことから、先の聞き取り調査の結果に基づき、当面必要となる応急仮設住宅の戸数を3万戸とした。

2月9日までに当面の目標とする3万戸の発注は達成された。この3万戸という数は、空家活用による公団住宅等への入居を見込んだ結果であるが、空家が全国に散在し入居希望者が限られることとなった。このため、兵庫県知事から総理への要請を受けて、さらに1万戸の建設が追加された。

その後、関係市から、避難所の実態調査、避難所外からの応急仮設住宅申込み状況等を勘案し、8,300戸の追加建設の要請があり、兵庫県においては、最終的に計4万8,300戸の応急仮設住宅が建設されることとなった。

2. 建設用地の確保

応急仮設住宅の建設用地として利用可能な国有地等について、国土庁において各省庁の協力を得て調査を行った結果、大蔵省が管理する未利用地、病院や保養施設の敷地（グラウンド等）など14の省庁等から合計243箇所、約321ha（うち兵庫県内は110箇所、約180ha）について土地の提供の申し出があり、地元の地方公共団体に対して情報提供を行った。

公有地等についても、自治省において地方公共団体の協力を得て調査を行い、兵庫県周辺の2府7県及び2政令指定都市から約137ha、周辺2府県の管下市町村（政令指定都市を除く）から約70haについて土地の提供の申し出があった。

さらに、地元経済団体の協力により、45箇所、約59ha（うち兵庫県内は39箇所、約33ha）について土地の提供の申し出があり、同様に情報提供を行った。

3. 早期供給への取組み

応急仮設住宅については、平成7年1月19日の第一次発注以降、用地の確保とともに同年3月末までに3万戸の完成を目指して工事に着手し、早いところでは2月から入居が開始された。

この間、3月1日には、関係省庁と（社）プレハブ建築協会等関係業界が集まり、建設見通しを再確認し、円滑な建設の促進を図るため、応急仮設住宅建設推進連絡会議を開催した。また、3月9日には、応急仮設住宅の建設進捗状況の把握について、国土庁から（社）プレハブ建築協会に協力を依頼した。

こうした関係者の取組みの結果、3月31日までに3万47戸の応急仮設住宅が完成した。しかしながら、4月末になっても避難所には依然として4万人強の被災住民が残されていたことなどから、5月25日に、避難所を7月末までに解消する方針の下に、最終的な必要戸数として応急仮設住宅8,300戸の追加を決定した。また、健康上配慮が必要な高齢者や心身障害者世帯等約3万5,000戸へのエアコンの設置も併せて決定された。この結果、8月11日には兵庫県、大阪府で合計4万9,681戸の応急仮設住宅が完成し、最大時（平成7年11月）には4万7,911世帯が入居していた。

4. 既存住宅等の活用

こうした応急仮設住宅の建設の他、既存の公営住宅、公団住宅等の空家を活用した受入れとして、約2万7,300戸が確保された。

また、民間及び公的宿泊施設を利用した対策としては、運輸省において、被災者の受入れ可能なホテル・旅館等（417軒）を地元自治体に提示するとともに、自治省においては、地方職員共済組合、市町村職員共済組合の宿泊施設（22施設）において被災者の受入れを行った。また、文部省においては、所管の（財）日本国際教育協会関西留学生会館で、被災した留学生に空室を無償で提供した。郵政省においては、近畿地域内の5箇所の簡易保険加入者福祉施設の客室を被災者に無償で提供した。環境庁においては、被災者の一時宿

泊施設として、国民休暇村、国民宿舎で268世帯（約1,030人）分を確保した。

さらに、民間船舶会社の協力により、宿泊施設として旅客船が提供された。神戸港において救援、復旧要員用に延べ8隻の船舶が提供されるとともに、津名港において被災者用に1隻、尼崎西宮芦屋港において被災者用に1隻、大阪港において被災者用に1隻が提供された。また、海上保安庁の巡視船及び科学技術庁海洋科学技術センターの船舶を、地方自治体から派遣された医師、看護婦等の宿泊施設等として提供した。

2-7 二次災害防止対策

1. 建築物及び斜面の応急危険度判定

兵庫県南部地震の余震等による二次災害を防止し、被災住民の安全確保を図るため、被災地方公共団体の要請を受けて、建設省、住宅・都市整備公団、他の地方公共団体や民間ボランティアの建築技術者により、被災建築物の応急危険度判定支援を行った。

- ・ 1次判定の実施（1月18日～22日）

目視により明らかに危険な建築物を判定し、立入禁止の札の貼付けを応急的に行った。

- ・ 2次判定の実施（1月22日～2月9日）

建築物の被災状況を調査し、建築物の危険度を「危険」（赤色）、「要注意」（黄色）、「調査済み」（緑色）の3区分で判定し、注意喚起を行った。なお、この第2段階の被災建築物の応急危険度判定を円滑に進めるため、1月23日には大阪府庁に支援本部を設置した。

- ・ 被災度判定体制支援会議の要請を受けて、建築関係団体において、判定後の補修に関する建築相談ボランティア活動の支援を行った。

斜面の応急危険度判定については、建設省、地方公共団体、大学等から専門家、専門職員を地すべり等緊急支援チームとして1月27日まで現地に派遣し、土砂災害の危険性のある約1,200箇所について調査を実施した。この調査結果を兵庫県を通じて市町に情報提供するとともに、継続的な監視が必要と判断された71箇所等については、巡視体制の整備や警報装置付きの伸縮計の設置等による監視及び斜面にシートを覆う等の応急措置を実施した。

2. 土砂災害危険箇所等に係る対策

建設省等においては、地震により、六甲山系等の土砂災害に係る危険箇所等において地盤が不安定化するなど二次災害の発生が懸念されたことから、二次的な土砂災害の危険性が高い箇所について、ビニールシートの敷設、土留工、仮設落石防護柵の設置等の応急対策を実施した。さらに、このうち土石流危険渓流32渓流、地すべり、がけ崩れ34箇所については、応急対策を実施するとともに、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の災害関連緊急事業等により土砂災害防止施設の整備を緊急的に実施した。

併せて、兵庫県等に対し、平成7年4月「兵庫県南部地震に係る二次的な土砂災害に係る警戒避難体制の確立について」を通達し、これを受けて兵庫県等は、防災関係機関で構成する「兵庫県総合土砂災害対策推進連絡会」を開催するとともに、土砂災害危険箇所位

置図の関係住民への提供、雨量計等の観測機器や土砂災害予警報装置等の設置、警戒避難計画の策定、土砂災害危険箇所及び避難場所の関係住民への周知等の措置を講じた。

また、放置すれば次期降雨等により被害が拡大し、所有者以外の第三者に被害が及ぶおそれのある擁壁等のうち一定の要件を満たすものについては、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業により復旧対策を実施した。

3. 農地・農業用施設及び山地における対策

農林水産省においては、ため池の堤体が損壊する等二次災害の危険性の高い農地・農業用施設に対し、点検の強化、落水・亀裂の処理等の応急工事を実施し、二次災害防止対策を行った。また、二次災害防止等の対策が必要とされた山腹崩壊箇所のほか、亀裂が生じるなど二次災害の危険性の高い山地について治山事業等を実施した。

2-8 国内・海外からの善意の受入れ

今回の震災に関しては、甚大な被害の状況をはじめとする各種の震災関連情報がマスコミやコンピュータ・ネットワーク等を通じて国内のみならず世界各国にも迅速に伝えられた。その結果、被災地の人々に対して、国内外の個人、企業、援助団体等様々な方面から多くの義援金、義捐物資、救援活動等の申込みがあった。特に義援金については、兵庫県、大阪府、日本赤十字社等に対して、総額約 1,792億円（預金利息約 6 億円を含む。平成12年1月末現在）が寄せられた。

また、被災地方公共団体等にあてた、救助用郵便物（寄附金・見舞金等の現金書留郵便物及び救援物資の小包）の料金免除、災害寄附金の郵便振替による無料取扱いなどの措置が図られた。

被災地における様々なニーズに自主的に対応するボランティアの活動は、災害時における救助等の活動及び復旧活動を迅速かつ的確に実施していく上で重要な役割を担った。

被災地をはじめとして、全国各地のNGO、宗教団体、医師・建築士・薬剤師等の技能団体や大学・企業のボランティアグループ等多くの団体、個人が、避難所、社会福祉施設、医療救護所等の様々な場において、その特性を活かした物心両面にわたる各種のボランティア活動を実施した。また、地方公共団体は、ボランティアの活動を支援するため、ボランティアの事故等に備えるための保険料の負担及びボランティアの活動拠点として市役所の会議室を無償貸与する等の支援措置を実施した。

ボランティアの活動内容は、炊き出し、救援物資の仕分け・配送、ごみの収集・運搬、避難所における手伝い、被災者の安否確認、被災者に対する情報提供、高齢者等の災害弱者の介護や移送、夜間防犯パトロール、交通整理など極めて広範に亘った。さらに、特殊技能を活かしたボランティアとして、医師等の医療救護活動、薬剤師による医薬品救援物資の仕分け、建築士による建築物の応急危険度判定、弁護士による法律相談、手話通訳・外国語通訳等による情報提供活動等が行われた。

これらの多岐にわたる活動を行ったボランティアの数は、兵庫県の調べによると、震災から1年間で延べ138万人を数えた。

また、被災地方公共団体の各種の応急活動の応援を行うため、全国の地方公共団体から

多くの職員が派遣された。平成7年3月末までに、都道府県職員（警察職員を除く）で延べ約7万4,000人、市町村職員（消防職員を除く）で延べ約12万2,000人が神戸市を中心として活動した。

一方、外国からの救援活動等の人的・物的支援については、76の国・地域、国連、WHO、欧州連合から申し入れがあり、被災地方公共団体の意向を確認した上で、44の国・地域の支援が受け入れられた。また、政府間の支援に加え、民間ベースでも多くの物資、救援活動、義援金等の支援申し入れがあった。これら諸外国等からの支援に対して、我が国としては、平成7年3月に開かれた国連社会開発サミット等において、謝意を表明した。

第3節 被災者救援対策の概要

3-1 生活支援対策

1. 災害弔慰金の支給等

阪神・淡路大震災で死亡した者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母に対しては、市町村を通じて災害弔慰金が給付された（平成11年3月31日現在で5,881件が支給済）。また、重度の障害を受けた者に対しては、市町村を通じて災害障害見舞金が給付されている。さらに、被災者を対象として市町村を通じて災害援護資金の貸付が行われており、平成7年10月末の受付終了までに5万8,124件の貸付が実施された。

2. 義援金の配分

被災地の人々に対して送られた義援金については、兵庫県、神戸市等地方公共団体、日本赤十字社等の救護団体、マスコミ等により構成された兵庫県南部地震災害義援金募集委員会（平成7年1月25日発足）において集約され、被災者に配分することとされた。委員会に寄託された義援金は、平成12年1月末までに約1,792億円（預金利息約6億円を含む。）にのぼった。

3. 医療費の特例等

医療費については、被災地に所在し、雇用者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている事業所について、健康保険及び厚生年金等の保険料（労使負担分）免除が措置された。また、国民健康保険等においては保険料（税）の減免措置が実施された。さらに、地震発生時に被災地に住んでいた被保険者等であって、住居が全半壊（焼）した者等について、療養の給付に係る一部負担金、入院時食事療養費に係る標準負担額等の免除が措置された。

4. 雇用対策

雇用面については、今回の震災により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であって、休業等を行いながら従業員の雇用維持を図った被災地域内の事業主に対して、休業手当等に係る賃金負担額等の一部が助成された。また、雇用保険被保険者に対しては、離職前事業主に再雇用予約がある者や休業により賃金が受けられない者についても基本手当が支給された。

この他、内定取消の回避等新卒者の就職支援、公共事業への就労促進、関係公共職業安定所における特別相談窓口の設置、全国の公共職業安定所を通じての広域求職活動の支援、被災失業者を対象とした公共職業訓練の実施等が行われた。また、関係労働基準監督署等における総合相談窓口の設置のほか、安全衛生パトロールの実施、防塵マスクの無償配布等による安全衛生確保対策が行われた。

3-2 住宅支援対策

恒久住宅については、平成7～9年度の3か年に、12万5,000戸（既着工分1万5,000戸、新規建設分11万戸）の住宅を供給することとし、新規建設分11万戸のうち、7割の7万7,000戸を公営住宅をはじめとする公的供給住宅とする計画の下、整備を行い、政府としても支援を行ってきた。

こうした公的供給住宅の量的確保に加え、国の補助制度についても、激甚法に基づく災害公営住宅に係る建設費補助率の引上げ、用地費の一定割合について毎年度補助する家賃収入補助の補助率の引上げや、入居者負担抑制のための家賃対策補助の拡充等の措置を講じてきている。

3-3 がれき等の処理対策

損壊した家屋、ビル等のがれき等の処理については、個人、中小企業の所有のものに限り、市町の行う災害廃棄物処理事業として、特例的に解体費用についても公費で負担することとされた。国は、解体費用を含むがれき処理費用の1/2を補助するとともに、補助事業費に係る地方負担額について災害対策債の発行を許可し、その元利償還金の95%を特別交付税により措置することとした。また、がれき等の処理を促進するため、自衛隊の協力を得るとともに、現地に設置された国・兵庫県・関係市等から構成される災害廃棄物処理推進協議会を通じて、仮置場の確保、破碎・焼却施設の設置などがれきの処理を支援してきた。さらに、港湾事業の資材としてがれきの受入れが実施された。このような取組みにより、がれき等の処理は平成9年度までにほぼ完了した。

3-4 生業等への支援対策

1. 中小企業等への対策

中小企業等への対策としては、資金調達の円滑化を図るため、政府系中小企業金融機関等による災害復旧貸付制度を発動し、今回の震災で直接及び間接被害を受けた中小企業者等に対し、低利資金の調達の円滑化を図った。さらに、特に被害の著しい直接被害者に対しては、利子補給による貸付金利の実質的引下げ、特別利率の貸付限度額の引上げ及び貸付期間・据置期間の延長を行った。

また、中小企業体質強化資金の拡充による特別融資制度を創設し、貸付金利の引下げ、貸付限度額の引上げ及び貸付期間・据置期間の延長が行われた他、中小企業信用保険法の特例措置、中小企業近代化資金等助成法の特例措置及び小企業等経営改善資金融資の充実・強化が行われた。

操業の早期再開を支援するため、中小企業事業団の高度化融資により、仮設工場・店舗等、貸工場・貸店舗等の整備の促進を行うとともに、災害復旧高度化事業の拡充を行った。また、商店街振興組合、事業協同組合等の共同施設（アーケード等）の再建に対する補助等が行われた。

さらに、政府系中小企業金融機関、中小企業事業団の高度化融資、中小企業設備近代化

資金などの既往債務についても、償還免除や償還期限の延長が行われた。

2. 農林水産業等への支援対策

農林漁業金融公庫資金の農林漁業施設資金・卸売市場近代化資金等の加工流通関係資金の貸付金利引下げ及び農林漁業施設資金の主務大臣指定施設の貸付限度額の引上げが行われるとともに、自作農維持資金、沿岸漁業経営安定資金等経営維持・安定資金の円滑な融通が図られた。また、被災者の実情に応じて、既往貸付に係る償還条件の緩和等、適切な対応を行うよう、所管省庁から関係金融機関等に対して指導がなされた。この他、農地、農業用施設、林地、漁港施設の災害復旧事業等への補助、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助がなされるとともに、中央卸売市場及び地方卸売市場について災害復旧事業制度が創設された。

3. 災害復旧融資制度による支援

経済社会の機能回復のため一刻も早い復旧が必要とされる電気・ガス・鉄道・情報通信等の社会インフラをはじめ、被災地生活者の生活基盤の早期復旧に必要な小売・食料品関連等の生活関連事業、下請企業との取引等を通じ地域の雇用や経済活動の正常化に大きな役割を果たす製造業及びこれらに係る港湾関連施設等に対して、今回の震災による被害の復旧のための資金を対象に、日本開発銀行による災害復旧融資制度が創設された。

3-5 学業支援対策

1. 学費の免除等

国立学校については、今回の震災により、学費負担者が死亡し、あるいは災害を受けたために、授業料・入学料の納付が困難であると認定された場合、授業料・入学料が免除された。また、公立学校の授業料等についても、今回の地震に被災し学費の納付が困難となった学生生徒に対する配慮を、文部省から公立大学等及び教育委員会に対して要請がなされており、各教育委員会等において、授業料等の免除措置や免除決定手続きの簡素化等が図られた。さらに、日本育英会においては、緊急に奨学金が必要となった学生・生徒から、臨時に申請を受け付け、奨学金の貸与を行った。また、教科書を滅失・損傷した児童・生徒に対しては、各市町から速やかに再給付が行われた。

2. 受験生等への支援

被災した受験生等の支援のため、近畿地区の国立大学等（10大学、1高等専門学校）の図書館等が学習場所として提供された他、全国の大学生等の協力により、参考書・文房具等の提供が行われた。

さらに、全国の国公立大学及び約40の私立大学等では、通常日程に加え、被災した受験生を対象とした特例の入試を実施したほか、高校入試に関しては、被災地域の生徒の受験機会の確保など特別の配慮を全国の教育委員会に要請し、各教育委員会や私立高校において、入試日程の繰り下げや避難先の通学区域の高校受験を認めるなど選抜方法等につき弾力的な対応が図られた。

3. 外国人留学生等への緊急援助等

文部省においては、今回の震災により居住場所を失い、生活・居住に困っている外国人留学生や被災就学生に対して、(財)日本国際教育協会、(財)日本語教育振興協会を通じて一時金を支給した。

4. 私立学校への支援

文部省においては、私立学校に対し、施設復旧事業に対する補助を行い、新たに仮設校舎建設費を補助対象とするとともに、新たに教育研究活動の復旧に要する経費についての補助や、学費減免事業についての補助を行った。

また、日本私学振興財団（現日本私立学校振興・共済事業団）による施設等への復旧資金に係る長期低利融資や同財団への既往債務の返済猶予を行うとともに、施設復旧資金融資に係る利子補給を行った。

5. 児童生徒等の転入学等に関する措置

被災地の児童生徒等の転入学に当たって、転入学の手続きや教科書の無償供与等について弾力的な取扱いについて文部省から都道府県教育委員会に要請し、全国各地の学校において、被災地域の児童生徒が転入学を希望してきた場合、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受入れることとした。また、被災地における児童生徒の課程の修了、卒業及び単位認定等の弾力的取扱いを要請し、各学校において配慮がなされた。

3-6 財団法人阪神・淡路大震災復興基金による支援

阪神・淡路大震災の早期復旧・復興への各般の行政施策を補完し、被災者の救済及び自立支援並びに地域の総合的な復旧・復興対策を機動的・弾力的に進めることを目的として、平成7年4月1日、兵庫県及び神戸市は、財団法人阪神・淡路大震災復興基金（以下「復興基金」という。）を設立した。設立当初の基金の規模は6,000億円（兵庫県及び神戸市からの出資金200億円・長期借入金5,800億円）であったが、平成8年度に3,000億円（県及び市からの長期借入金）増額され、現在は9,000億円となっている。

復興基金に対する県・市の出資金及び長期貸付金については平成7～8年度に地方債が許可され、また、長期貸付金に係る地方債のうち7,000億円（うち増額に係る分は2,000億円）については、平成8～17年度にかけて、利子の95%が普通交付税により措置されている。

復興基金においては、平成7年度から10年間、住宅対策、産業対策、生活対策、教育対策の各分野にわたる事業が実施されている。設立当初は、被災者自らが行う住宅の建設・災害復興（分譲）住宅の購入に対する利子補給、被災中小企業者の緊急災害復旧資金借入れに対する利子補給、応急仮設住宅で心身のケアやふれあい交流の場となる「ふれあいセンター」の設置運営費補助、私立学校の仮設校舎の建設等に対する補助など28事業でスタートしたが、被災者のニーズに沿った事業の追加・拡充や見直しを行い、100を超える事業が実施されてきている。そのうち主要な事業は以下の通りである。

- ・ 住宅対策
 - 被災者住宅購入・再建支援事業補助（住宅金融公庫融資及び民間融資に対する利子補給による実質無利子化）
 - 住宅債務償還特別対策（ダブルローン対策としての助成）
- ・ 生活対策
 - 被災者自立支援金の支給
 - 生活復興資金貸付金利子補給（実質無利子化）
- ・ 産業対策
 - 中小企業金融公庫、商工中金等の災害復旧貸付に対する利子補給
 - 事業再開等支援資金利子補給（実質無利子化）
- ・ 教育対策
 - 私立学校復興支援利子補給（実質無利子化）

3-7 その他の措置

1. 税制上の措置

国税については、阪神・淡路大震災による被害が広範な地域にわたり、同時・大量・集中的に発生したこと等を踏まえ、具体的には、①所得税の緊急対応として雑損控除の特例等を講じたことに加え、②被災者・被災企業の被害に対する早急な対応として、震災損失の繰戻しによる法人税額の還付や相続税・贈与税の特例措置等を講じた。また、これらの措置に加えて、次のような税務行政上の措置を講じた。

(1) 申告、納付等の期限の延長

災害により、特に著しい被害があった地域（大阪府及び兵庫県の一部）の納税者については、国税庁告示をもって、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2ヶ月以内の指定した期日まで、申告、納付等の期限を延長した。それ以外の地域にあって、災害により、申告、納付等をその期限までに行うことができないと認められる納税者について、その申請に基づき、被害の程度を考慮して、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2ヶ月以内に限り、期日を指定し、申告、納付等の期限を延長した。

(2) 納税の猶予

災害により、その財産に相当の損害を受けた納税者及び国税を一時に納付することができないと認められる納税者について、その申請に基づき、被害の程度を考慮して、1年以内の期間を限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予した。

(3) 租税の軽減免除等

災害により、住宅、家財、事業用資産等に損害を受けた納税者について、その申請等に基づき、被害の程度に応じて、租税の軽減免除等を行った。

一方、地方税については、関係地方公共団体において、被災納税者に対して、国税に係る措置に準じて、申告・納付等の期限の延長措置が講じられるとともに、災害減免通達を

基準とした減免措置、不動産取得税及び事業所税に係る減免措置等が講じられた。また、個人住民税の雑損控除の特例措置の創設、被災市街地復興推進地域内において行われる土地地区画整理事業に伴う復興共同住宅区内の土地の共有持分の取得等の不動産の取得に係る不動産取得税及び特別土地保有税の非課税措置の創設、滅失、損壊した家屋に代えて取得する家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減等がなされた。

2. 金融上の措置

政府においては、被災者に対して、国民金融公庫等政府系中小企業金融機関、住宅金融公庫及び農林漁業金融公庫での低利融資を実施するとともに、特に著しい直接被害を受けた者に対しては、更に低い貸付金利を適用する特別措置を講じた他、中小企業信用保険公庫の保証限度額の拡大を行った。また、日本開発銀行の低利融資制度を創設した。

大蔵省においては、近畿財務局を通じ、民間金融機関等に対し、被災者に対する救済措置を講ずるよう要請した。これを受けて民間金融機関は、預金通帳、印鑑、キャッシュカードを失った場合でも本人確認の上で預金の払戻し、手形不渡の原因が地震である場合に取引停止報告等の処分の猶予及び住宅ローンをはじめ各種低利融資制度創設の措置を講じるとともに、既往貸出の返済条件の緩和の相談等に積極的に応じた。また、保険会社は、既契約に係る保険料払込期間の延長等の措置を講じた。

3. 税関の特別措置

外国から送付される救援物資については、関税等を免除する特別措置があり、その措置及び手続について十分周知するとともに、提出書類を省略するなど免税手続を含め簡易な通関を認めて最優先で処理し、円滑に実施した。この他、当面の緊急対策として、以下の項目を実施した。

(1) 休日の通関業務の実施

休日も平日と同様に、税関手続に関するコンピュータシステム(Sea-NACCS)を稼働させ、通関業務を実施した。

(2) 損壊貨物に対する関税等の減税及び戻し税手続の簡素化

保税地域において被災した貨物の関税等の減税又は戻し税の申請手続を簡素化し、損傷認定の簡易化を図るなどの措置を実施した。

(3) 外国貨物の蔵置場所の確保

従来、神戸港において輸出入されていた貨物が他港にシフトされることに伴い、当該他港において緊急に必要となる外国貨物の蔵置場所について、その許可手続を簡素化・迅速化した。

(4) 納期限延長用の担保の利用範囲の拡大

神戸税関に提出されていた関税等の納期限延長用の未利用の担保を他の税関でも利用できることとした。

(5) 休日相談窓口の開設

税関手続に関して緊急に相談を要する貿易業者等のために相談窓口を設け、休日も対応した。

4. 郵便貯金及び簡易保険の非常取扱い等

兵庫県下等の郵便局において、郵便貯金等の通帳、証書、印章等をなくした場合であっても、預金者本人であることが確認できれば、郵便貯金は20万円まで、郵便為替・郵便振替は10万円まで支払等をする非常取扱いを実施した。

また、被災者あて電信為替(窓口払)の料金を免除するとともに、被災者が定期郵便貯金等を中途解約する場合でも据置期間経過後の利率を適用する取扱い、簡易保険の契約者貸付の貸付利率の引下げ等を実施した。

5. 電気料金の減免等

電気料金については、電気事業法第21条に基づく災害特別措置の認可を行い、災害救助法の適用地域及びその周辺地域を供給区域とする関西電力株式会社においては、電気料金(平成6年12月～平成7年3月分)の支払期限の延長、電気を使用しない(できない)場合の電気料金の免除(平成7年8月まで)及び工事費負担金の免除(平成7年7月まで、被害が甚大な地域は更に6ヶ月延長し平成8年1月まで)等の特別措置を行った。

また、被災需要家が関西電力株式会社の供給区域以外の地域に移転した場合の支援措置として、関西電力以外の一般電気事業者9社(北海道～沖縄)においては、移転先での電気料金(平成7年1月～平成7年3月分)の支払期限の延長並びに移転先での電気の需給契約を新增設後1年未満で廃止又は減少する場合の料金及び工事費の精算を免除する等の特別措置を行った。

6. ガス料金の減免等

ガス料金については、ガス事業法第20条に基づく災害特別措置の認可を行い、災害救助法の適用地域を供給区域等とする事業者においては、被災需要家を対象とするガス料金(平成6年12月～平成7年3月分)の支払期限の延長、ガスを使用しない(できない)場合のガス料金の免除(6ヶ月分まで)及び臨時工事費用の免除等の特別措置を行った。

また、被災した需要家が他地域の公営住宅等に移転する実態に鑑み、こうした需要家への支援措置として、災害救助法適用地域を供給区域等とする事業者以外のガス事業者においても、移転先でのガス料金(平成7年1月～平成7年3月分)の支払期限の延長等の特別措置を行った。

7. 電気通信料金等の減免

日本電信電話株式会社など第一種電気通信事業者(15事業者)においては、災害救助法適用区域内において提供するすべての電気通信サービスについて、回線を利用できなかった期間相当分の基本料、専用回線の使用料等を免除し、回線復旧に伴う工事費用を負担した。なお、日本電信電話株式会社においては、同区域内のすべての電話の基本料を平成7年2月分まで免除した。また、第一種電気通信事業者は料金支払期限の延長等を行った。

日本放送協会は、災害救助法の適用区域内において、半壊、半焼以上の程度の被害を受けた受信契約者について、平成7年1月及び2月分の放送受信料を免除した。また、平成7年2月21日付けで受信料免除期間を平成7年6月分まで延長した。

8. 汚染負荷量賦課金の納付猶予

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく汚染負荷量賦課金について、個々の工場・事業場の被災の状況に応じ、国税徴収にならって、納付の猶予措置が講じられた。

9. 各種相談窓口の設置

被災者のために、罹災都市借地借家臨時処理法の適用等の住居関係、国税の軽減・免除等の税・金融・年金関係、メンタルヘルス等に関する相談、ボランティア活動の派遣等の照会等の医療・安全関係、生活相談等の消費者関係等について、関係機関において各種相談窓口を設置し、被災者の生活全般にわたる相談・問い合わせに対応した。

第4節 激甚災害の指定、特別財政援助法等による被災者、被災地方公共団体等に対する財政援助

4-1 激甚災害の指定等

政府においては、阪神・淡路大震災の被害の甚大性等に鑑み、阪神・淡路大震災を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害に指定するとともに、当該災害に適用すべき措置として、

- ①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ②農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ③農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ④中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ⑤中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ⑥事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ⑦中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- ⑧公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ⑨私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ⑩市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- ⑪母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- ⑫罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ⑬小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ⑭雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

の措置を指定した（「阪神・淡路大震災についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」平成7年1月25日政令第11号）。

なお、政府においては、「平成7年(1995年)兵庫県南部地震に係る激甚災害指定及び中小企業者等に対する災害融資等に関する特別措置について」を閣議決定し（平成7年1月20日）、上記の激甚災害の指定を待たずに特に緊急に実施する必要がある政府系金融機関による中小企業者等に対する低利融資及び中小企業信用保険の特例措置を行った（表2-4-1）。

表 2-4-1 「平成7年の兵庫県南部地震による大阪府及び兵庫県の区域に係る災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資等に関する特別措置について」の閣議決定（平成7年1月20日）の概要

1. 災害融資の特別措置

	措置の内容
対象者	<p>激甚災害による被災都道府県（大阪府及び兵庫県）に事業所を有し、かつ</p> <p>① 激甚災害（直接被害及び間接被害）を受けた中小企業者</p> <p>② 被災都道府県内の取引相手が被害を受けたことにより、間接被害を受けた被災都道府県外の中小企業者</p>
金利	4.45%又は3.0%
対象となる被害の内容	<p>○4.45%の対象者</p> <p><①の対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接被害 ・間接被害（売上額等減少） <ul style="list-style-type: none"> (1) 借入申込後3月の売上額等が30%減見込み（前年同期比） (2) 借入申込前2月の売上額等が20%減（前年同期比） <p><②の対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・間接被害（被害を受けた事業者への取引依存度が20%以上あり、かつ(1)若しくは(2)) <ul style="list-style-type: none"> (1) 借入申込後3月の売上額等が40%減見込み（前年同期比） (2) 借入申込前2月の売上額等が30%減（前年同期比） <p>○3.0%の対象者</p> <p><①の対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接被害 ・間接被害（売上額等減少） <ul style="list-style-type: none"> (1) 借入申込後3月の売上額等が60%減見込み（前年同期比） (2) 借入申込前2月の売上額等が50%減（前年同期比） <p><②の対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・間接被害（被害を受けた事業者への取引依存度が20%以上あり、かつ(1)若しくは(2)) <ul style="list-style-type: none"> (1) 借入申込後3月の売上額等が70%減見込み（前年同期比） (2) 借入申込前2月の売上額等が60%減（前年同期比）

2. 中小企業信用保険法の特例措置

	措置の内容						
対象者	大阪府及び兵庫県に事業所を有する中小企業者であって、取引数量の減少等により、経営の安定に支障を生じているもの。						
特例措置	<p>(1) 保険限度額の別枠 中小企業信用保険法における普通保険（2億円）、無担保保険（2,000万円）、特別小口保険（500万円）について、限度額の別枠設定。</p> <p>(2) てん補率の引上げ 普通保険のてん補率を70%から80%に引上げ。</p> <p>(3) 保険料率の引下げ</p> <table border="0"> <tr> <td>普通</td> <td>0.57%→0.41%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>0.46%→0.29%</td> </tr> <tr> <td>特別小口</td> <td>0.33%→0.19%</td> </tr> </table>	普通	0.57%→0.41%	無担保	0.46%→0.29%	特別小口	0.33%→0.19%
普通	0.57%→0.41%						
無担保	0.46%→0.29%						
特別小口	0.33%→0.19%						

4-2 特別財政援助法等による国庫補助の特例

阪神・淡路大震災が未曾有の被害をもたらしたことに鑑み、前述の4-1の施策に加え、特別の措置として「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成7年3月1日法律第16号）」（本項において「特別財政援助法」という。）が制定された。また、政府においては、同法及び「阪神・淡路大震災についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」等に基づき、阪神・淡路大震災地域の早期復興と住民生活の早期の安定・再建を図るとともに、地方公共団体、公的機関等の財政負担を軽減するため、公共土木施設、学校、社会福祉施設、農地、農業用施設、農林水産業共同利用施設、社会教育施設、水道、廃棄物処理施設、火葬場、と畜場、公園、街路、改良住宅、警察施設、消防施設、神戸港埠頭公社の岸壁等、高速道路、工業用水道、事業協同組合・商店街振興組合等の共同施設、卸売市場、鉄道、病院等の災害復旧事業等に対する補助の特例措置等を講じた（表2-4-2）。

表 2-4-2 特別財政援助法による国庫補助の特例措置

- (1) 道路、港湾等の公共土木施設、公立学校、社会福祉施設などの災害復旧事業に係る国庫負担率の嵩上げ等を行う。
- (2) 市町村が施行する伝染病予防事業に対し、2/3の国庫負担を行う。
- (3) 母子及び寡婦福祉法による県の貸付について、その財源に対する国の貸付額の増額を行う。
- (4) 公立社会教育施設の災害復旧事業に対し、2/3の国庫補助を行う。
- (5) 小災害債に係る元利償還金について、基準財政需要額への算入等を行う。
- (6) 農地、農業用施設等の災害復旧事業等に係る国庫負担率の嵩上げ等を行う。
- (7) 農林水産業共同利用施設の災害復旧事業に係る国庫負担率の嵩上げを行う。
- (8) 私立学校の災害復旧事業について、1/2の国庫補助を行う。
- (9) 学校法人・準学校法人立の専修学校及び我が国に居住する外国人を専ら対象とする各種学校の災害復旧事業について、1/2の国庫補助を行う。
- (10) 特定被災地方公共団体又は社会福祉法人の設置する社会福祉施設であって、老人デイサービスセンター、精神薄弱者通勤寮等の激甚災害法による国庫負担率の嵩上げの対象外であるものの災害復旧事業について、2/3の国庫補助を行う。
- (11) 社会福祉法人の設置する社会福祉施設であって、老人デイサービスセンター、精神薄弱者通勤寮等の激甚災害法による補助率の嵩上げの対象外であるものの災害復旧事業について、2/3の国庫補助を行う。
- (12) 水道施設の災害復旧事業について、8/10又は1/2の国庫補助を行う。
- (13) 一般廃棄物処理施設の災害復旧事業について、8/10の国庫補助を行う。
- (14) 火葬場の災害復旧事業について、2/3の国庫補助を行う。
- (15) と畜場の災害復旧事業について、2/3の国庫補助を行う。
- (16) 公立病院の災害復旧事業について、2/3の国庫補助を行う。
- (17) 日赤等の公的病院及び救急医療を担う民間病院の災害復旧事業について、1/2の国庫補助を行う。
- (18) 看護婦宿舎の災害復旧事業について、1/2の国庫補助を行う。
- (19) 公園、街路、都市排水施設の災害復旧事業について、8/10の国庫補助を行う。
- (20) 改良住宅等の災害復旧事業について、8/10又は2/3の国庫補助を行う。
- (21) 警察施設の災害復旧事業について、2/3の国庫補助を行う。
- (22) 消防施設の災害復旧事業について、2/3の国庫補助を行う。
- (23) 鉄道の災害復旧事業について、1/4の国庫補助を行うとともに、補助要件の緩和を行う。
- (24) 神戸港埠頭公社の岸壁等の施設の災害復旧事業について、8/10の国庫補助を行う。
- (25) 神戸市の港湾機能施設の災害復旧事業について、1/2の国庫補助を行う。
- (26) 阪神高速道路の災害復旧事業について、8/10又は2/3の国庫補助を行う。
- (27) 交通安全施設の災害復旧事業について、8/10の国庫補助を行う。
- (28) 工業用水道の災害復旧事業について、8/10又は45/100の国庫補助を行う。
- (29) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業について、販売施設を補助対象に追加するとともに、1/2の国庫補助を行う。
- (30) 卸売市場の災害復旧事業について、2/3又は1/2の国庫補助を行う。
- (31) 商店街振興組合等の共同施設について、1/2の国庫補助を行う。

注1) (1)から(5)までの措置は、阪神・淡路大震災についての激甚災害法の特例として、適用地方公共団体の早期確定及び対象地方公共団体の拡大のため、特定被災地方公共団体（政令により兵庫県、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町、緑町、豊中市が指定。）に対して適用されている。

注2) 特別財政援助法は、このような被災地方公共団体に対する特別の財政援助のほか、社会保険の加入者等に対する負担の軽減並びに中小企業者及び住宅を失った者等に対する金融上の支援等の特別措置を内容としている。

4-3 地方財政措置

平成6年度第2次補正予算において、国税の減収に伴う地方交付税への影響額については、地方交付税の総額を第1次補正予算後の額とし、第2次補正では減額を行わない措置を講じるとともに、地方交付税の総額に特別交付税300億円を加算する措置を講じた。

さらに、地方債及び交付税について次の措置を講じた。

1. 災害復旧事業

(1) 補助災害復旧事業

激甚法及び特別財政援助法の適用対象となった事業について、次の施設(庁舎等の公用施設を除く)に係る事業について補助災害復旧事業債の対象とした。(①～④については従前の制度により、⑤～⑦については今回の特例)

- ①公共土木施設(河川、道路、港湾等)
- ②農林水産業施設(かんがい排水、農林道等)
- ③公立学校施設
- ④都市施設(街路、公園等)
- ⑤社会福祉施設(県の市町村・社会福祉法人に対する補助を含む)
- ⑥社会教育施設
- ⑦その他特別財政援助法対象事業

(2) 単独災害復旧事業

- ① 阪神高速道路公団、神戸港埠頭公社、民間鉄道事業者等の災害復旧事業に係る地方公共団体からの補助金について、新たに単独災害復旧事業債の対象とした。
- ② 単独災害復旧事業債に係る元利償還金については、従来、各団体の財政力に応じてその28.5%～57.0%が普通交付税の基準財政需要額に算入されていたが、その算入率が47.5%～85.5%に引き上げられた。

(3) 公営企業災害復旧事業

- ① 公営企業災害復旧事業に要する経費のうち、国庫補助負担金を伴う場合は国庫補助負担基本額から国庫補助負担金の額等を控除した額の1/2、国庫補助負担金を伴わない場合は復旧事業に要する経費の一定の額を控除した額の1/2について、一般会計から繰出することができるものとし、当該繰出金について、一般会計において単独災害復旧事業債の対象とした。
- ② 災害復旧事業に要する経費から繰出額を控除した額については、公営企業会計において地方公営企業災害復旧事業債の対象とし、その償還期限を10年から20年に延長することとした。

2. 震災復興事業用地の先行取得事業

阪神・淡路大震災の被害の甚大性等にかんがみ、震災地域の復興を図り計画的なまちづくりを推進するため、特別財政援助法第2条第1項に規定する特定被災地方公共団体(兵庫県、神戸市等17団体)が、被災市街地復興推進地域等において、街路、公園、住宅、交

通施設、社会福祉施設等の整備事業及び都市開発事業等震災復興事業のために、平成7年度及び8年度に計画的に先行取得した用地に係る公共用地先行取得事業債の金利負担の一部(2.5%相当)について、普通交付税により措置することとした。

3. 歳入欠かん対策・災害救助事業等

(1) 地方税の減免等による減収の補てん対策

- ① 歳入欠かん債の対象を災害発生年度である平成6年度のみではなく、平成7年度においても歳入欠かん債を発行できるよう、「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に所要の規定を設けた。
- ② 歳入欠かん債の対象税目に、普通税のみならず、都市計画税および事業所税を新たに歳入欠かん債の対象税目に加えた。
- ③ 地方税等の減免等に係る減収額については、その全額について歳入欠かん債の発行を許可することとし、その元利償還金について府県は80%、市町村は75%(いずれも従来は57%)を特別交付税により措置することとした。

(2) 災害救助事業

災害救助事業に対する国庫負担金(兵庫県の場合80/100以上)を除いた地方負担額(20/100以下、残りは国庫補助)の全額について災害対策債の発行を許可することとし、その元利償還金の95%を特別交付税により措置することとした。

(3) 災害廃棄物処理(がれき処理)

建物倒壊等による大量のがれき処理については倒壊前の解体経費を含めて国庫補助対象(補助率1/2)とされ、残りの地方負担額(1/2)の全額について災害対策債の発行を許可することとし、その元利償還金の95%(従来は57%)を特別交付税により措置することとした。

4. 特別交付税及び普通交付税の繰上げ交付

阪神・淡路大震災の被災団体においては、その災害救助、災害復旧等に要する経費が多額となり、当面の資金需要に対応するため、平成7年2月6日に特別交付税の繰上交付を、4月10日に普通交付税の繰上交付が行われた。